

# 防火の主演は、 あなたです！

消防署では、いったん火災が発生した場合は、皆さんの生命・財産を守るため全力を尽くします。しかし……その火災の発生を防げるのはあなたです。家庭の防火チェックを！

## 《使用火が原因の火災》



・天ぷらを揚げていて電話がかかってきたり、来客があつたりしてその場を離れ、過熱され火災となった。

・コンロの周りに布巾、樹脂製ボールや紙パック等を置いていて、輻射熱によって燃え出し火災となった。

**チェック項目**  
※コンロ等で火を使用している時は、その場を離れない。  
※コンロ等の周辺には、燃え易い物を置かない。

## 《たばこが原因の火災》



・たばこを灰皿で消したが、吸殻が山盛りとなっていたため吸殻が燃え出し火災となった。



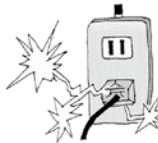
・布団の上でたばこを吸い、火種が布団に落下したのに気付かず眠ってしまったため布団が燃え出し火災となった。

## チェック項目

※灰皿は、こまめに清掃する。  
(紙くず等を入れない。また、吸殻は消火を確認してから捨てる。)  
※火災の焼死事故につながる寝たばこは、絶対にしない。

## 《電気が原因の火災》

・いろいろな電気器具のタコ足使用や半断線等の劣化によりコードが短絡・発熱し火災となった。



・日頃抜き差ししないクーラー、冷蔵庫等のコンセントにホコリが溜まり湿気とともに短絡し火災となった。(トラッキング現象)

## チェック項目

※素人工事での屋内配線はしない。  
※コンセント等からのタコ足配線(電気容量がオーバー)や折れ・曲がりのあるコード(半断線恐れ)の使用はしない。  
※定期的にコンセント部の清掃をする。

## 消火器の点検・販売等 悪質商法にご注意！

最近、各地で悪質な消火器の訪問販売や訪問点検による被害が多発しています。不適切な点検を行う業者の手法は巧妙で、高額で消火器を販売したり不適切な点検を行ったり高額な金額を請求したりします。また、消防法や刑事・民事上の違反を明確に特定できないケースが多く、これらに係る被害やトラブルの発生を未然に防止するには、各家庭や防火対象物の関係者から次の事に十分注意しておくことが重要です。



- 1 「消防署からきました。」  
(いかにも消防署関係者のように錯覚させる。)
- 2 「消火器の点検と薬剤の詰め替えにきました。」  
(消防法では、住宅などは、除かれます。)
- 3 「消火器の点検のため持ち帰りますので、この書類に記名、押印をお願いします。」  
(この書類というのは、預り書等と契約書になっている場合が多い。)

火災の初期消火に必要な消火器具として家庭に設置されている消火器は、外観に凹みや腐食が無ければ正常に作動するものと考えられます。なお、ご家庭の消火器は「点検」や「薬剤の詰め替え」の義務はありません。



※ 悪質な業者は、言葉巧みに「点検等の義務」があるような言い方をして契約書にサイン等させ、高額な請求をするので注意してください。

《備考》  
消防法では設置を義務付けられている事業所等(防火対象物)の消火器は、点検(機能・総合点検)し消防本部への報告義務があります。資格等のある適正な業者と契約してください。

## クリーニング・オフを ご存知ですか

訪問販売等、特定商取引法の適用を受ける「消火器の点検」の契約は、契約書を受け取った日を含め8日以内であればクリーニングオフ(無条件解約)ができます。

常陸大宮市消費生活センター  
0295(52)2185